

平成21年(ワ)第24208号 出版妨害禁止等請求事件

原告 荒井 晴彦 外1名

被告 絲山 秋子 こと 西平 秋子

## 原告準備書面(4)

2010年 5月 7日

東京地方裁判所民事第40部3A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

### 目次

第1、訴状の請求の趣旨の変更について	1頁
第2、原作使用契約違反の判断の基礎とすべき事情について	1頁
第3、翻案の創作性と被告の許諾拒否との関係について	4頁

### 第1、訴状の請求の趣旨の変更について

請求の趣旨第1項の書籍目録を別紙の通り変更する。

その理由は、本訴提訴当時(2009年7月)請求の趣旨第1項は、本脚本を'09年鑑代表シナリオ集(2010年9月発行予定)に収録・出版するという内容だったが、この年鑑代表シナリオ集がまもなく印刷に入るため、判決によりこれを実現することが不可能となったため、次年度の'10年鑑代表シナリオ集(2011年9月発行予定)に収録・出版するという内容に変更したものである。

### 第2、原作使用契約違反の判断の基礎とすべき事情について

#### 1、問題の所在

周知の通り、いわゆる著作権ビジネスの世界を規律する主要な規範は次の2つであり、

- ・ 契約(著作物の利用許諾契約など)
- ・ 法律(著作権法など)

本件では、このうち、の原作使用契約の解釈が問題となっている。とはいえ、上記の契約と法律という規範はバラバラに存在するものではなく、両者は相互に補完しあい、相互に影響しあって、全体として著作権ビジネスの世界を規律

している。

そこで、本件で問題となっている本原作使用契約第3条5項但書違反かどうかの判断にあたっては、判断の基礎とすべき事情の1つとして著作権法の中で上記条項と関連する条文を踏まえておく必要がある。それが二次的著作物の利用に関する原作者の権利を定めた著作権法28条である。ところが著作権法28条の条文には重大な盲点（これがまた本件紛争をもたらした根本的原因である）が存在するので、以下、これについて明らかにする。

## 2、著作権法28条の重大な盲点

著作権法28条を文言通りに解釈すると、いわゆる原作者に、二次的著作物の利用に関して二次的著作物の著作者と同一の権利を認めたものである。これは二次的著作物というのは原作に基いて、いわば原作を変形・編集したものであるから、二次的著作物の利用についても原作と同様にコントロールする権利を認めようとするもので、この発想には特別問題がないように見える。

しかし、ここには1つ重大な盲点がある。それは、この発想はあくまでも原作の著作者の立場からしか事態を見ていないという点である。ここには、もう一方の二次的著作物の著作者の立場が完全に抜けている。より正確に言えば、「制作」の場面では、二次的著作物を現実に創作した者が二次的著作物の著作者になると正当に扱われているにもかかわらず、ひとたび二次的著作物の「利用」で、なおかつ原作者との関係の場面になると、二次的著作物の著作者は「著作者」という自らにとって最も重要な本質が消されてしまい、著作物の出版とか送信とかといった著作物を機械的に複製利用するだけの単純な利用者と同一の地位におとしめられてしまう。その結果、原作を複製利用をするだけの単純な利用者が、いくら熱望して利用申込しても、原作者の気分次第で拒絶されたらこれに甘んじなければならないのと同様の事態が二次的著作物の著作者において発生する。すなわち、二次的著作物の著作者がいくら二次的著作物の利用を熱望しても、原作者の気分次第で拒絶されたらこれに甘んじなければならないのである。そして、これが本件紛争を紛争たらしめた根本的な原因でもある。

しかし、憲法が個人の尊厳を最大の基本原理とするのと同様に、著作権法は個人の創作性を最大の基本原理とするものである。そうだとすると、著作権法28条に関する上記の文言解釈は、原作者との関係の場面において二次的著作物の著作者の創作性のことを全く考えておらず、個人の創作性という著作権法の基本原理に照らしたとき、これは明らかにおかしいと言わざるを得ない。

くり返すと、二次的著作物の著作者は単なる著作物利用者ではない。その面

目と本質は創作性を発揮した著作者という点にある。それゆえ、著作権法28条は、原作者と二次的著作物の著作者との関係について、著作権法の原点に帰り、著作者の創作性に即して再解釈されなければならない。

### 3、個人の創作性という基本原理を立ち帰った著作権法28条の解釈について

では、著作権法の基本原理に立ち帰って、著作権法28条の原作者と二次的著作物の著作者との関係について再解釈しようとしたとき、どのような解釈が可能だろうか。例えば次のような解釈が可能である。

著作権法は、二次的著作物の「制作」の場面においては、二次的著作物の著作者になるのは二次的著作物を現実に創作した者であるとする。ここには原作者は登場しない（原作者は二次的著作物の創作自体には指1本関与していないのだから当然である）。従って、小説を原作にして脚本を制作したとき、現実に脚本を執筆した脚本家だけが脚本の単独の著作者となる。ところが、その二次的著作物の「利用」の場面になると、一転して原作者が登場し原作者も二次的著作物の著作者と同様の権利を持つとしている（著作権法28条）。これは法律の概念としてどう構成しようとも、結局のところ、二次的著作物とは原作者と二次的著作物の著作者で共同で管理する共同著作物であると考えないと実質的に変わらない。

そうだとしたら、二次的著作物の利用のあり方をめぐっても、共同著作物の利用のあり方が参照されて然るべきである。著作権法は65条で、共同著作物の利用について定めている。その2項で「共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。」と定めている。これは原作者と二次的著作物の著作者の両方の同意がなければ二次的著作物は利用できないとする著作権法28条と同一の規律である。

しかし、著作権法65条は著作権法28条とちがって、さらに一步踏み込んで、より精緻に利用のあり方を定めている。それが次の3項である。

「前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。」

つまり、共同著作物においては、各共有者は、自分の気分次第で利用を拒絶することはできず、拒絶の場合には必ず「正当な理由」が必要である、と。これが創作性を発揮した各共有者同士の関係を規律するあり方として適切なものであることは明らかであろう。

そうだとすると、共同著作物のこのあり方は、同じように創作性を発揮した原作者と二次的著作物の著作者同士の関係を規律するあり方としても適切なも

のであろうことは容易に想像がつく。すなわち、このあり方は二次的著作物の利用で、なおかつ原作者と二次的著作物の著作者との関係の場面において援用されて然るべきである。すなわち、著作権法28条の解釈として、二次的著作物の利用の場面において、原作者と二次的著作物の著作者との関係において、原作の著作者は、自分の気分次第で利用を拒絶することはできず、拒絶の場合には必ず「正当な理由」が必要である、と。

このような解釈によって初めて、二次的著作物の著作者は、原作を機械的に複製利用をするだけの単純な利用者ではなく、創作性を発揮した著作者として、その本来の姿通りに著作権法に登場することができる。これこそ、個人の創作性を基本原理とする著作権法に相応しい解釈である。その結果、仮に本原作使用契約第3条5項但書がないケースでも、或いは本件原告のようにそのような契約の存在を知らないケースでも、このような著作権法28条の再解釈により本件のごとき紛争発生を断ち切ることができるのである。

#### 4、小括

以上の通り、著作権法28条の条文に存する盲点を認識し、これを克服しようと再解釈したとき、本原作使用契約第3条5項但書とは、著作権法28条の再解釈を先取りしたものであるとすることができる。その意味から、本原作使用契約第3条5項但書と上述した著作権法28条の再解釈は両者相俟って、原作者と二次的著作物の著作者相互の権利関係を最も適切に規律した普遍的な意義を有する規範ということができる。

### 第3、翻案の創作性と被告の許諾拒否との関係について

#### 1、問題の所在

本年2月24日の第4回口頭弁論期日において、原告荒井は、被告が一方で、「脚本とは原作から独立したそれ自体が一つの創作であり、別個の著作権の対象であること」を認めながら、他方で、脚本執筆は原作者と十分に協議して、納得を得た上で進めるのが大原則であるとし、脚本の出版について拒否することを非難されるいわれはないと主張していることは矛盾するのではないかと質問をしたが、その場では質問の意図を必ずしも十分に明らかにできなかったため、以下、その補足をする。

#### 2、翻案とは何か

(1)、まず原告荒井が言いたかったことは、いやしくも「脚本とは原作から独立したそれ自体が一つの創作であり、別個の著作権の対象であること」を認めるのであれば、それは脚本が原作とは異なる表現になることを認めることを意味するということである。なぜなら、脚本が「原作から独立したそれ自体が一つの創作」である以上、原作の全面的な機械的模倣はあり得ず、そこには、原作に依拠しながらも、原作とは別の、脚本家に固有の創造性が発揮されるという意味であり、その結果、脚本が原作とは異なる表現になるのは必然だからである。

(2) . 次に原告荒井が言いたかったことは、いやしくも「脚本とは原作から独立したそれ自体が一つの創作であり、別個の著作権の対象であること」を認めるのであれば、それは、脚本家が発揮する固有の創造性の領域について、脚本家自身の自立的、自主的な創作行為を認めることを意味するということである。言うまでもなく、もともと創造性とは創作者の自立性、自主性を前提とする。もし脚本家の自立性、自主性を否定し、これを原作者のコントロール下に置くのであれば、それは原作者の指示通りに制作するただの機械（コンピュータ）であり、脚本家の人格の否定であり、「脚本とは原作から独立したそれ自体が一つの創作である」ことの否定である。

### 3、被告の許諾拒否等

しかるに、被告は以上の理を理解せず、

(1)、一方で、《そもそも、脚本を作成する側としては、原作著作権者と十分に協議して、納得を得たうえで進めていくのが大原則である。》(被告準備書面(4) 22頁7～8行目)と主張した。これは、原作者の「納得を得たうえで進めない限り、脚本家は創造性を発揮できないということである。

しかし、これが、脚本家に固有の創造性を発揮するために脚本家に認められた自立的、自主的な創作行為の否定であり、原告荒井が、これは「脚本とは原作から独立したそれ自体が一つの創作であり、別個の著作権の対象であること」を認める被告の言葉と矛盾するのではないかと疑問を抱いたのは当然である。

(2)、他方で、被告は、原告荒井が本原作を改めた部分を逐一取り上げ、これらについて、

《優子は精神を病み、虚言癖があり、社会通念に反するどうしようもない女性となってしまっている。》

《二人の関係がかなり変わっている。》

《本脚本ではこの部分が全く放擲されている。》

《本原作の、病気などの事実と立ち会う優子の強さとはかけ離れている。》

《本原作の優子の強さ、公平さ、やさしさとは異なる人物となっている。》

《本脚本の優子では 視線とは別のものになった。》(以上、いずれも被告準備書面(4)13頁)

と、脚本が原作と異なる表現となった部分に縷々不満を述べ、それゆえ、原作をそのように変えてしまった脚本の出版を拒否するのは《理解できる要求であり、何ら非難されるべきことではない》(被告準備書面(4)20頁下から3行目)と主張した。要するに、被告は脚本が原作と異なる表現となった部分があるから脚本の利用を拒否したのであり、これが被告にとって利用拒否の正当理由である。

しかし、これは結局のところ、脚本の創作性を認めないという態度に帰着する。なぜなら、被告から、脚本の利用を拒否されなくなかったら、凡そ原作と異なる表現が含まれるような脚本は書けないということであり、それは取りも直さず、原作とは別の、脚本家に固有の創作性を発揮してはならないということの意味するからである。

これが、原告荒井が、被告の拒否は「脚本とは原作から独立したそれ自体が一つの創作であり、別個の著作権の対象であること」を認める被告の言葉と矛盾するのではないかと疑問を抱いた理由である。

### 3、小括

以上の通り、被告は、口では脚本の創作性を承認しながら、頭では、それが何を意味するのか正しく理解せず、その結果、行動では、口とは裏腹に脚本の創作性を全面的に否定する振舞いに出た。それが原告荒井にとどまらず、多くの脚本家の逆鱗に触れたのは当然である。

この意味においても、被告の許諾拒否が「正当な理由」に基くとは到底言うことはできず、原作使用契約3条5項但書に違反すると言うことができる。

以上

## 書籍目録

- 1、題名 10年鑑代表シナリオ集
- 2、編者 社団法人シナリオ作家協会  
年鑑代表シナリオ集編纂委員会
- 3、発行所 社団法人シナリオ作家協会
- 4、発行日 2011年9月 予定

以上